

契約の特則

第1条 工事請負契約約款（以下、「約款」という。）第40条第1項に規定する、各会計年度における請負代金の支払いの限度額（以下「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。

令和8年度	
令和9年度	
令和10年度	

2 約款第40条第2項に規定する、支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりとする。

令和8年度	
令和9年度	
令和10年度	

第2条 発注者は、約款第33条第1項、第35条第1項、同条第5項、同条第7項及び第38条第1項に規定する請求があったときは、速やかに岐阜県に対し、補助金交付申請書を提出し、資金確保を行う。

2 前項の場合において、約款第33条第2項、第35条第4項（同条第6項、同条第7項で準用する場合も含む）及び第38条第5項中「請求を受けた日」とあるのは「請求を受けた日以後、発注者が支払に係る資金を確保できた日」と読み替える。

仕 様 書

御亜工第 8 - 5 号

南海トラフ巨大地震旧鉱物採掘区域防災対策事業

第 7 期防災工事

岐阜県建設工事共通仕様書を準用する。

南海トラフ巨大地震旧鉱物採掘区域防災対策事業
第7期防災工事

特 記 仕 様 書

御 嵩 町

防災工事特記仕様書(1)

章	項 目	特 記 仕 様 書
第 1 章 総 則	1-1 適用	(1) 本工事の施工契約は、御嵩町の工事請負契約約款、設計図書記載事項の内容を十分確認の上、締結されたものと見なす。 (2) 本工事で施工する実施工法、工程管理基準、出来形規格値、出来形管理基準、品質規格値、品質管理基準、写真管理基準、及び検査の取扱い方法等は、「設計図書」、「岐阜県建設工事共通仕様書」、「特記仕様書」及び「流動化処理土利用技術マニュアル」(独立行政法人 土木研究所／株式会社 流動化処理工法総合管理 編)、「空洞充填調査施工マニュアル」(一般社団法人 充填技術協会)によるものとする。 (3) 本工事に必要な、人員、資材、機械等は受注者の責任において確保すること。
	1-2 工法	(1) 本工事の工法は、「二層端部限定充填工法」又は「流動化処理工法」とする。更なる効率化・低廉化を目指して工法に関する技術的な評価を行い、工事手法等の工夫改善を検討すること。なお、監督員との協議の上、必要に応じて、亜炭鉱跡対策検討委員会にて報告を行うこと。 (2) 二層端部限定充填工法(特許第6635603号)は、地下空洞の限定充填工法(特許第3807658号)を改良した工法であり、飛島建設㈱が特許権を所有しているが、許諾契約を結ぶことで第三者でも施工することができる。この場合、充填材のうち端部充填材は1㎡あたり274円(税別)、第2端部充填材は1㎡あたり128円(税別)の実施料を飛島建設㈱に支払うものとする。 (3) 流動化処理工法(特許第3516034号)は、独立行政法人土木研究所、㈱流動化処理工法総合管理が特許権を所有しているが、許諾契約を結ぶことで第三者でも施工することができる。この場合、充填材(端部充填材A、端部充填材B、中詰充填材)1㎡当たり15円(税別)の実施料を㈱流動化処理工法総合管理に支払うものとする。
	1-3 工法の変更	(1) 本工事の設計書は、「二層端部限定充填工法」、「流動化処理工法」の安価である設計書を基本設計書としている。 入札は基本設計書での入札とするが、本契約締結後、基本設計書ではない参考添付している設計書への工法変更を施工協議により認めるものとする。この場合、契約金額の変更は無いものとする。 施工後の発注者が認める数量の変更は、工法変更する場合は基本設計書ではない参考添付している設計書からの落札率により変更するものとする。
	1-4 工事説明会等	(1) 住民への工事説明会等を行う際は、発注者と共に工事内容の理解が得られるよう努めること。
	1-5 工事中の安全確保	(1) 第三者が工事作業エリアに立ち入らないよう措置を講ずること。 (2) 通学路の確保や歩行者等が安全に通れる措置を講ずること。 (3) 危険箇所が無いよう安全管理を徹底すること。 (4) 工事施工に伴う工事用車両の出入り口には、必要に応じ交通誘導警備員を配置して、公衆の安全を確保すること。 (5) 交通誘導警備員は、車両や歩行者に対し交通誘導をはっきり行うこと。 (6) 当初設計において交通誘導警備員Bを下記の通り計上している。 二層端部限定充填工法の場合 461人 流動化処理工法の場合 486人

防災工事特記仕様書(2)

章	項 目	特 記 仕 様 書
第1章 総 則	1-6 作業時間	(1) 作業時間は、午前8時から午後5時までを基本とする。ただし、やむを得ず上記の時間帯以外に作業を行う場合は、あらかじめ監督員の承諾を得なければならない。また、住民等より作業時間の制約を求められた場合には、監督員の指示に従うこと。 (2) 土、日、祝日に作業を行う場合は、騒音規制法、振動規制法及び岐阜県公害防止条例にもとづく特定建設工事対象外の作業とする。また、工程等により作業日を変更する場合は、監督員の承諾を得なければならない。しかし、緊急等やむを得ない場合はこの限りではない。
	1-7 工程管理	(1) プラント設備等の設置期間や工期が短縮できるよう施工計画を立案すること。 (2) 削孔がある程度進んだ段階で、充填作業を開始すること。 (3) 施工待ち期間等が発生しプラント損料等が必要となった場合の費用は、原則受注者の負担とする。
	1-8 竣工書類	(1) 受注者は「岐阜県建設工事共通仕様書」に定める竣工書類及び監督員が指示する書類を提出するものとする。 竣工書類の一部は、電子化して成果品とすることができるため、電子化する成果品を監督員と協議すること。
	1-9 疑義	(1) 本「設計図書」及び「特記仕様書」に疑義を生じた場合、または記載の無い事項については、監督員と受注者が協議して定めるものとする。
	1-10 主任技術者及び 監理技術者	(1) 本工事に対応する主任(監理)技術者を適切に施工現場に配置できること。
	1-11 亜炭鉱跡対策検討委員会への 報告	(1) 防災工事の結果については、監督員の指示により報告書にまとめるとともに、亜炭鉱跡対策検討委員会に報告する資料を作成し、委員会への出席を求められた場合は、委員会で報告すること。(各委員への事前説明対応を含む)
	1-12 道路下への充填	(1) 本事業は宅地下等の充填を目的としており、道路下(私道を除く)の空洞に充填孔を設けて充填することは行わないこと。(工事請負契約約款第45条に該当するものとする。)
	1-13 近接・関連工事との調整	(1) 近接・関連工事受注者と適宜調整し、施工すること。
	1-14 その他	(1) プラント設備等については参考図であるため、用地の確保、各種申請事項、管理、所有者との契約については、受注者の責任において全て対応すること。 (2) 削孔、充填作業等により、周辺住民のための仮駐車場等が必要な場合は協議すること。 (3) 作業エリアの確保、管理については受注者の責任において全て対応すること。 (4) 水道の申請については、監督員と協議し必要な手続きを速やかに行うこと。 (5) 設計書に計上されている資材等については、同等品以上のものを使用すること。また、購入で計上してある機材等は、使用前に監督員の確認を受けること。 (6) 本工事におけるプラントの計画地は、農地の一時転用が必要な土地であるため、契約後、速やかに必要な手続きをおこなうこと。

防災工事特記仕様書(3)

章	項 目	特 記 仕 様 書																				
第2章 水 質 ・ 環 境	2-1 水質汚濁等	(1) 受注者は、施工に当たって、汚濁水が流出する恐れのある場合は、その対策を講じなければならない。 また、第三者に被害を生じさせた場合は、直ちに監督員に報告すると共に、受注者は応急処置をするものとし、その後の処置方法について監督員の指示に従うこと。																				
	2-2 観測孔設置工	(1) 水質調査のため観測孔を設置する。 (2) 工事着手前に地形状況、地下水の利用状況を把握すること。観測孔の設置箇所は、削孔の空洞状況により、設置位置を監督員と協議して決定すること。 (3) 観測孔深度は空洞より上部の帯水層までとする。																				
	2-3 水質調査	(1) 観測井等より地下水を採取し、水質試験、現地測定を行ない、地下水等の水質監視を行うこと。 (2) 水質試験、現地測定は、下記のとおりとする。 <table border="1"><thead><tr><th>試験</th><th>採水時期</th><th>頻度</th><th>場所</th><th>検査項目</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="2">水質試験</td><td>充填前</td><td rowspan="2">晴天、雨天各2回</td><td rowspan="2">観測井等</td><td rowspan="2">水道法11項目＋六価クロム</td></tr><tr><td>充填終了後</td></tr><tr><td rowspan="3">現地測定</td><td>充填前</td><td>10日前から毎日1回</td><td rowspan="3">観測井等</td><td rowspan="3">地下水位 水素イオン濃度(pH) 浮遊物質濃度(SS) 電気伝導度(EC)</td></tr><tr><td>充填中</td><td>毎日1回</td></tr><tr><td>充填終了後</td><td>10日後まで毎日1回</td></tr></tbody></table> <水道法11項目> 一般細菌、大腸菌、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物、pH値、味、臭気、色度、濁度	試験	採水時期	頻度	場所	検査項目	水質試験	充填前	晴天、雨天各2回	観測井等	水道法11項目＋六価クロム	充填終了後	現地測定	充填前	10日前から毎日1回	観測井等	地下水位 水素イオン濃度(pH) 浮遊物質濃度(SS) 電気伝導度(EC)	充填中	毎日1回	充填終了後	10日後まで毎日1回
	試験	採水時期	頻度	場所	検査項目																	
	水質試験	充填前	晴天、雨天各2回	観測井等	水道法11項目＋六価クロム																	
		充填終了後																				
現地測定	充填前	10日前から毎日1回	観測井等	地下水位 水素イオン濃度(pH) 浮遊物質濃度(SS) 電気伝導度(EC)																		
	充填中	毎日1回																				
	充填終了後	10日後まで毎日1回																				
2-4 側溝、河川、用排水路等の機能維持	(1) 受注者は、側溝、河川、用水及び排水路等の機能を常に確保すること。また、側溝等に配管を設置した場合は、期間中点検を行うこと。 (2) 大雨等が予想される場合は、側溝等の機能が確保されるよう対策を講ずること。また、大雨等の後は、点検を行うこと。																					
2-5 環境調査	(1) 受注者は、工事着手前に区域及び周辺の十分な現況調査を実施し、工事施工中は周辺環境の状況に注視し実施すること。なお、工事の実施により周辺の環境に著しい変化・変位を生じさせた場合は、受注者側ですみやかに適切な対応を講ずること。 <table border="1"><thead><tr><th>管理項目</th><th>頻度</th><th>調査測定方法</th></tr></thead><tbody><tr><td>日降雨量</td><td>工期中</td><td>自記雨量計等</td></tr><tr><td>排水</td><td>随時</td><td>pH、濁度、SS等 (水質汚濁防止法)</td></tr></tbody></table>	管理項目	頻度	調査測定方法	日降雨量	工期中	自記雨量計等	排水	随時	pH、濁度、SS等 (水質汚濁防止法)												
管理項目	頻度	調査測定方法																				
日降雨量	工期中	自記雨量計等																				
排水	随時	pH、濁度、SS等 (水質汚濁防止法)																				
2-6 周辺住民への配慮	(1) 受注者は、現場内の整理・整頓を必ず行い、作業完了後には作業エリアに汚れ等がないか確認を行うこと。 作業員は、むやみに民地に立ち入ったり、作業道具を民地内に置かないこと。 作業員は、周辺住民に対し挨拶等を行い、良好な関係を保つよう心掛けること。																					

防災工事特記仕様書(4)

章	項 目	特 記 仕 様 書
第3章 削 孔 工	3-1 削孔	(1) 充填孔等の削孔位置については、建物等へ極力支障とならない位置を選定するよう計画立案し、地元住民の駐車場確保、交通規制の必要性を考慮した上で、削孔計画を関係機関及び監督員と十分協議すること。また、中詰充填孔が端部充填材で埋まることのないよう、距離を十分に離すこと。 現場条件により道路から削孔することはやむを得ないが、充填孔の位置が道路下とならないようにすること。 (2) 家屋調査や現地の聞き取り等により、削孔位置付近に井戸の存在が判明した場合は、速やかに監督員に報告した上で、井戸水への影響が無いよう削孔計画を立案し、監督員と十分協議すること。 (3) 過去の記録から陥没履歴がある箇所では、空洞を残さないように施工するため、監督員と協議して削孔本数等を決めること。 削孔結果から、陥没の疑いがある場合や、推定深度の亜炭鉱廃坑に異変がある場合等は、速やかに監督員に報告・協議すること。 (4) 充填孔削孔の結果、空洞が連続して確認できない等の場合は、充填孔を調査孔に切り替える(孔径を小さくして空洞の有無を確認する)ことや、削孔数を減らすこと等を検討するため、監督員と協議すること。 (5) 調査孔削孔の結果、空洞を確認した場合は、以後の対応を監督員と協議すること。 (6) 削孔結果から、亜炭鉱廃坑の標高、空洞高さ、空洞勾配を計算し、充填計画、計画充填量を算出し、監督員に提出すること。 (7) 保孔管設置に伴う軟岩への削孔延長は1m以内とする。これを越える軟岩削孔が必要な場合は監督員と協議すること。 また充填完了後の保孔管撤去工においては、地表から鉛直換算値1m以上を撤去すること。 (8) 充填孔の削孔深度は、地表面から亜炭鉱廃坑空洞上端までとする。 空洞が確認できない場合の削孔深度は、亜炭層下端から1mまで(鉛直削孔は1m、斜め削孔は斜め1m)とする。また、防災工事外周付近等における区域外方向へ向けた空洞が確認できない場合の斜め削孔は、削孔深度(長さ)を防災工事区域までとする。 いずれも原則として監督員の検尺を受けるものとする。 実削孔数量は、柱状図を作成し管理すること。 (9) 削孔が完了した孔は、土質毎に区分した削孔延長の数量等を月末毎にまとめ、翌月の10日までに提出すること。
	3-2 充填孔の間隔	(1) <二層端部限定充填工法の場合> 端部材充填孔位置の間隔は8mを標準とする。中詰材充填孔位置の間隔は17mを標準とする。 <流動化処理工法の場合> 端部材A充填孔位置の間隔は6mを標準とする。端部材B充填孔位置の間隔は10mを標準とする。中詰材充填孔位置の間隔は傾斜方向25m、傾斜に対し直角方向15mを標準とする。 ※充填孔位置は、亜炭鉱廃坑空洞で充填材を充填する位置とする。 (2) 現地の状況や削孔結果等により充填孔の位置を変更する場合は、監督員と協議するものとする。なお、充填孔の位置は、上記充填孔の間隔以内であれば変更可能とする。

防災工事特記仕様書(5)

章	項 目	特 記 仕 様 書
第3章 削 孔 工	3-3 削孔機械の選定	(3) 充填孔の位置は、道路下に充填材が極力流出しないように、道路からなるべく離れた場所に設けること。 (1) 当初設計において削孔機械は、ロータリーパーカッション(クローラ型)、ロータリーボーリングを標準とする。 (2) 現地の状況等により削孔機械を変更する必要がある場合は、監督員と協議するものとする。

防災工事特記仕様書(6)

章	項 目	特 記 仕 様 書																																																												
第 4 章 充 填 工	4-1 充填方法	(1) 削孔結果から作成した充填計画により充填作業を行うものとする。 また、空洞内での端部充填材の過度な広がりや未充填部が発生しないように、未充填孔等から挿入した充填感知センサー等の測定等を用い、十分注意して施工すること。																																																												
	4-2 充填材の配合及び強度	(1) 各種充填部の配合及び強度（一軸圧縮強度）は下表のとおりとする。 ＜二層端部限定充填工法の場合＞（1㎡あたり） <table><tr><th>名 称</th><th>第2端部充填材</th><th>端部充填材</th><th>中詰充填材</th></tr><tr><td>強度(kN/㎡)</td><td colspan="3">qu(28)空洞内20kN/m2、標準養生50kN/m2以上</td></tr><tr><td>粘土キラ(kg)</td><td>260.0</td><td>260.0</td><td>260.0</td></tr><tr><td>砂キラ(kg)</td><td>260.0</td><td>260.0</td><td>260.0</td></tr><tr><td>特殊土用固化材(kg)</td><td>75.0</td><td>75.0</td><td>60.0</td></tr><tr><td>特殊水ガラス(kg)</td><td>8.0</td><td>42.7</td><td>-</td></tr><tr><td>超遅延型減水剤(kg)</td><td>0.23</td><td>0.23</td><td>0.18</td></tr><tr><td>水(kg)</td><td>774.0</td><td>745.0</td><td>816.0</td></tr></table> ＜流動化処理工法の場合＞（1㎡あたり） <table><tr><th>材 料</th><th>端部充填材A (フロー値130mm)</th><th>端部充填材B (フロー値170mm)</th><th>中詰充填材 (フロー値220mm以上)</th></tr><tr><td>強度(kN/㎡)</td><td colspan="3">qu(28)空洞内20kN/m2、標準養生50kN/m2以上</td></tr><tr><td>粘土(kg)</td><td>676.0</td><td>-</td><td>-</td></tr><tr><td>山砂(kg)</td><td>165.0</td><td>-</td><td>-</td></tr><tr><td>砂混じり粘土(kg)</td><td>-</td><td>825.0</td><td>618.0</td></tr><tr><td>固化材(kg)</td><td>70.0</td><td>70.0</td><td>70.0</td></tr><tr><td>水(kg)</td><td>539.3</td><td>523.3</td><td>637.0</td></tr></table> 受注者は、事前に試験配合を行い、強度の確認を行うこと。 ただし、原材料の品質等（粒度、含水比等）によって所定の流動性や強度が得られない場合は、配合や材料の変更について、監督員と協議するものとする。	名 称	第2端部充填材	端部充填材	中詰充填材	強度(kN/㎡)	qu(28)空洞内20kN/m2、標準養生50kN/m2以上			粘土キラ(kg)	260.0	260.0	260.0	砂キラ(kg)	260.0	260.0	260.0	特殊土用固化材(kg)	75.0	75.0	60.0	特殊水ガラス(kg)	8.0	42.7	-	超遅延型減水剤(kg)	0.23	0.23	0.18	水(kg)	774.0	745.0	816.0	材 料	端部充填材A (フロー値130mm)	端部充填材B (フロー値170mm)	中詰充填材 (フロー値220mm以上)	強度(kN/㎡)	qu(28)空洞内20kN/m2、標準養生50kN/m2以上			粘土(kg)	676.0	-	-	山砂(kg)	165.0	-	-	砂混じり粘土(kg)	-	825.0	618.0	固化材(kg)	70.0	70.0	70.0	水(kg)	539.3	523.3	637.0
	名 称	第2端部充填材	端部充填材	中詰充填材																																																										
	強度(kN/㎡)	qu(28)空洞内20kN/m2、標準養生50kN/m2以上																																																												
	粘土キラ(kg)	260.0	260.0	260.0																																																										
	砂キラ(kg)	260.0	260.0	260.0																																																										
	特殊土用固化材(kg)	75.0	75.0	60.0																																																										
	特殊水ガラス(kg)	8.0	42.7	-																																																										
	超遅延型減水剤(kg)	0.23	0.23	0.18																																																										
	水(kg)	774.0	745.0	816.0																																																										
材 料	端部充填材A (フロー値130mm)	端部充填材B (フロー値170mm)	中詰充填材 (フロー値220mm以上)																																																											
強度(kN/㎡)	qu(28)空洞内20kN/m2、標準養生50kN/m2以上																																																													
粘土(kg)	676.0	-	-																																																											
山砂(kg)	165.0	-	-																																																											
砂混じり粘土(kg)	-	825.0	618.0																																																											
固化材(kg)	70.0	70.0	70.0																																																											
水(kg)	539.3	523.3	637.0																																																											
4-3 充填設備 (充填プラント、移動充填設備等)	(1) 施工時期や施工方法の変更等により、プラント設備等の変更が必要な場合は、監督員と協議するものとする。また設置時期については、監督員と協議すること。 (2) 移動充填設備等は削孔結果を確認した上、必要な場合のみ設置すること。																																																													
4-4 給水設備	(1) 給水源は水道水とする。ただし、現場状況によりこれにより難しい場合、または、十分な水量を確保できない場合は、監督員と協議するものとする。 (2) 本工事の給水により周辺施設や住居で断水等の影響が発生した場合、水道利用を即時中止すること。その後の水道利用は水道管理者と協議するものとする。																																																													
4-5 濁水処理	(1) 本工事で発生する濁水は、水質管理基準を満たすよう適切に処理すること。																																																													

防災工事特記仕様書(7)

章	項 目	特 記 仕 様 書															
第4章 充 填 工	4-6 充填	(1) 充填量は流量計によって管理し、実績により変更するものとする。 (2) 充填は原則2班で計画して、離れた位置にある2つの充填孔から充填を同時に行うものとする。 (3) 充填(供用)日数は、実績充填(供用)日数と実績充填量からの算出充填(供用)日数を比較し、少ない日数で変更するものとする。 (4) 充填(供用)日数算出のための1日充填量は下記のとおりとする。なお、削孔結果の空洞高さ等により変更する場合がある。 <二層端部限定充填工法の場合> <table><tr><td>端部充填材</td><td>1日</td><td>140m3(2系統)</td></tr><tr><td>第2端部充填材</td><td>1日</td><td>140m3(2系統)</td></tr><tr><td>中詰充填材</td><td>1日</td><td>180m3(2系統)</td></tr></table> <流動化処理工法の場合> <table><tr><td>端部充填材B</td><td>1日</td><td>126m3(2系統)</td></tr><tr><td>中詰充填材</td><td>1日</td><td>152m3(2系統)</td></tr></table> ※充填時に使用する充填器具(チューブゴムパッカー)は実績使用数量により変更する。充填が完了した後、使用量を監督員に報告すること。 (5) アジテータの使用がある場合の台数は仕様書に示すとおりとするが、変更が必要な場合は監督員と協議すること。 (6) 充填開始時間、充填終了時間、充填時間、充填孔番号、充填量、報告事項等をまとめ、次の日(休日は翌週の平日)までにメール等で監督員に報告すること。 (7) 充填用配管の布設については削孔結果を確認した上、必要最低限の延長とすること。	端部充填材	1日	140m3(2系統)	第2端部充填材	1日	140m3(2系統)	中詰充填材	1日	180m3(2系統)	端部充填材B	1日	126m3(2系統)	中詰充填材	1日	152m3(2系統)
	端部充填材	1日	140m3(2系統)														
	第2端部充填材	1日	140m3(2系統)														
	中詰充填材	1日	180m3(2系統)														
端部充填材B	1日	126m3(2系統)															
中詰充填材	1日	152m3(2系統)															
4-7 傾斜計管理	(1) 充填による近接構造物(家屋等)への影響を監視するため、傾斜計を設置し変位計測を行う。削孔結果により、空洞深度15m以浅の充填孔周辺に位置する構造物に傾斜計を設置するよう計画し、設置範囲及び設置台数を監督員と協議すること。なお、空洞深度15m以深の充填孔付近の構造物であっても影響が危惧される場合は、監督員と協議すること。																
4-8 泥土、濁水処理	(1) 濁水処理設備、沈砂池等より発生する泥土、濁水及び充填材の処理については、法に基づき適正に処理するものとし、処理量の証明を監督員に提出すること。																
4-9 出来形管理	(1) 充填材料の入荷量は、出荷元が計量し発行する伝票等で検収する。充填材料の製造量は、充填量を基本とした各充填材料の使用量を積算して行う。使用量は、監督員に報告すること。 (2) 充填量は、各充填孔に直結する充填用ポンプに、検収終了済みの流量計を設置し、自記記録装置によるチャートを監督員が確認することで行う。																

防災工事特記仕様書(8)

章	項 目	特 記 仕 様 書																																																																																			
第5章 品質管理試験	5-1 充填材(充填前)の品質	(1) 充填材の品質管理は、下記によるものとする。 <二層端部限定充填工法><table><tr><th>管理項目</th><th>頻度</th><th>規格値</th><th>方 法</th><th>使用</th></tr><tr><td rowspan="3">充填材 フロー試験</td><td rowspan="3">2回 /日</td><td>(9~14秒)</td><td>Pポート (土木学会基準)</td><td>中詰</td></tr><tr><td>(180~240)</td><td>テーブルフロー JISR5201</td><td>第2端部</td></tr><tr><td>(140~180)</td><td>テーブルフロー JISR5201</td><td>端部</td></tr><tr><td>ブリーディング率 の測定</td><td>2回 /日</td><td>(3%以下)</td><td>袋法 (土木学会基準)</td><td>中詰、端部、第2端部</td></tr><tr><td>ゲルタイム</td><td>2回 /日</td><td>—</td><td>カップ倒立法 (日本薬液注入協会)</td><td>端部、 第2端部</td></tr><tr><td rowspan="2">強度試験</td><td rowspan="2">2回 /日</td><td>標準養生28日 50kN/m²以上</td><td rowspan="2">一軸圧縮試験 JGS 0511</td><td rowspan="2">中詰、端部、第2端部</td></tr><tr><td>空洞内サドル 20kN/m²以上</td></tr><tr><td rowspan="2">単位体積重量 試験</td><td rowspan="2">2回 /日</td><td>(1.30~1.50)</td><td>JIS A 1116</td><td>中詰</td></tr><tr><td>(1.35~1.50)</td><td>JIS A 1116</td><td>端部、第2端部</td></tr><tr><td>六価クロム 溶出試験</td><td>1回 /月</td><td>0.05mg/L以下</td><td>環境庁告示46 号</td><td>中詰、端部、第2端部</td></tr></table> 注:()書きは参考値 頻度:2回/日は、午前・午後に各1回 六価クロム溶出試験の頻度は、材料変更時毎 <流動化処理工法><table><tr><th>管理項目</th><th>頻度</th><th>規格値</th><th>方 法</th><th>使用</th></tr><tr><td rowspan="3">充填材 フロー試験</td><td rowspan="3">2回 /日</td><td>220mm以上</td><td rowspan="3">フロー値 (日本道路公団 基準) JHS A 313</td><td>中詰</td></tr><tr><td>130±20mm</td><td>端部A</td></tr><tr><td>170±20mm</td><td>端部B</td></tr><tr><td>ブリーディング率 の測定</td><td>2回 /日</td><td>(3%以下)</td><td>袋法 (土木学会基準)</td><td>中詰、端部A、端部B</td></tr><tr><td rowspan="2">強度試験</td><td rowspan="2">2回 /日</td><td>標準養生28日 50kN/m²以上</td><td rowspan="2">一軸圧縮試験 JGS 0511</td><td rowspan="2">中詰、端部A、端部B</td></tr><tr><td>空洞内サドル 20kN/m²以上</td></tr><tr><td rowspan="2">単位体積重量 試験</td><td rowspan="2">2回 /日</td><td>(1.30~1.50)</td><td>JIS A 1116</td><td>中詰</td></tr><tr><td>(1.35~1.50)</td><td>JIS A 1116</td><td>端部A、端部B</td></tr><tr><td>六価クロム 溶出試験</td><td>1回 /月</td><td>0.05mg/L以下</td><td>環境庁告示46 号</td><td>中詰、端部A、端部B</td></tr></table> 注:()書きは参考値 頻度:2回/日は、午前・午後に各1回 六価クロム溶出試験の頻度は、材料変更時毎 ※泥水は、製造毎1回密度試験を行うこと。 (定量容器で試料の容積質量を測定する。)	管理項目	頻度	規格値	方 法	使用	充填材 フロー試験	2回 /日	(9~14秒)	Pポート (土木学会基準)	中詰	(180~240)	テーブルフロー JISR5201	第2端部	(140~180)	テーブルフロー JISR5201	端部	ブリーディング率 の測定	2回 /日	(3%以下)	袋法 (土木学会基準)	中詰、端部、第2端部	ゲルタイム	2回 /日	—	カップ倒立法 (日本薬液注入協会)	端部、 第2端部	強度試験	2回 /日	標準養生28日 50kN/m ² 以上	一軸圧縮試験 JGS 0511	中詰、端部、第2端部	空洞内サドル 20kN/m ² 以上	単位体積重量 試験	2回 /日	(1.30~1.50)	JIS A 1116	中詰	(1.35~1.50)	JIS A 1116	端部、第2端部	六価クロム 溶出試験	1回 /月	0.05mg/L以下	環境庁告示46 号	中詰、端部、第2端部	管理項目	頻度	規格値	方 法	使用	充填材 フロー試験	2回 /日	220mm以上	フロー値 (日本道路公団 基準) JHS A 313	中詰	130±20mm	端部A	170±20mm	端部B	ブリーディング率 の測定	2回 /日	(3%以下)	袋法 (土木学会基準)	中詰、端部A、端部B	強度試験	2回 /日	標準養生28日 50kN/m ² 以上	一軸圧縮試験 JGS 0511	中詰、端部A、端部B	空洞内サドル 20kN/m ² 以上	単位体積重量 試験	2回 /日	(1.30~1.50)	JIS A 1116	中詰	(1.35~1.50)	JIS A 1116	端部A、端部B	六価クロム 溶出試験	1回 /月	0.05mg/L以下	環境庁告示46 号	中詰、端部A、端部B
	管理項目	頻度	規格値	方 法	使用																																																																																
	充填材 フロー試験	2回 /日	(9~14秒)	Pポート (土木学会基準)	中詰																																																																																
			(180~240)	テーブルフロー JISR5201	第2端部																																																																																
			(140~180)	テーブルフロー JISR5201	端部																																																																																
	ブリーディング率 の測定	2回 /日	(3%以下)	袋法 (土木学会基準)	中詰、端部、第2端部																																																																																
	ゲルタイム	2回 /日	—	カップ倒立法 (日本薬液注入協会)	端部、 第2端部																																																																																
	強度試験	2回 /日	標準養生28日 50kN/m ² 以上	一軸圧縮試験 JGS 0511	中詰、端部、第2端部																																																																																
			空洞内サドル 20kN/m ² 以上																																																																																		
	単位体積重量 試験	2回 /日	(1.30~1.50)	JIS A 1116	中詰																																																																																
(1.35~1.50)			JIS A 1116	端部、第2端部																																																																																	
六価クロム 溶出試験	1回 /月	0.05mg/L以下	環境庁告示46 号	中詰、端部、第2端部																																																																																	
管理項目	頻度	規格値	方 法	使用																																																																																	
充填材 フロー試験	2回 /日	220mm以上	フロー値 (日本道路公団 基準) JHS A 313	中詰																																																																																	
		130±20mm		端部A																																																																																	
		170±20mm		端部B																																																																																	
ブリーディング率 の測定	2回 /日	(3%以下)	袋法 (土木学会基準)	中詰、端部A、端部B																																																																																	
強度試験	2回 /日	標準養生28日 50kN/m ² 以上	一軸圧縮試験 JGS 0511	中詰、端部A、端部B																																																																																	
		空洞内サドル 20kN/m ² 以上																																																																																			
単位体積重量 試験	2回 /日	(1.30~1.50)	JIS A 1116	中詰																																																																																	
		(1.35~1.50)	JIS A 1116	端部A、端部B																																																																																	
六価クロム 溶出試験	1回 /月	0.05mg/L以下	環境庁告示46 号	中詰、端部A、端部B																																																																																	
5-2 充填(削孔)の計測管理	(1) 削孔・充填における計測管理として下記の項目について行うものとする。<table><tr><th>管理項目</th><th>頻度</th><th>調査測定方法</th></tr><tr><td>空洞状況の把握</td><td>空洞の広がり・深さ 充填前</td><td>削孔等</td></tr><tr><td rowspan="2">充填状況の把握</td><td>充填面の計測 充填中・後</td><td>テープ法、充填感知センサー等</td></tr><tr><td>充填量の管理 充填孔毎</td><td>流量計、使用材料(量)</td></tr><tr><td>構造物等影響把握</td><td>家屋等の変位計測 充填中・後</td><td>傾斜計、測量、家屋調査等</td></tr></table>	管理項目	頻度	調査測定方法	空洞状況の把握	空洞の広がり・深さ 充填前	削孔等	充填状況の把握	充填面の計測 充填中・後	テープ法、充填感知センサー等	充填量の管理 充填孔毎	流量計、使用材料(量)	構造物等影響把握	家屋等の変位計測 充填中・後	傾斜計、測量、家屋調査等																																																																						
管理項目	頻度	調査測定方法																																																																																			
空洞状況の把握	空洞の広がり・深さ 充填前	削孔等																																																																																			
充填状況の把握	充填面の計測 充填中・後	テープ法、充填感知センサー等																																																																																			
	充填量の管理 充填孔毎	流量計、使用材料(量)																																																																																			
構造物等影響把握	家屋等の変位計測 充填中・後	傾斜計、測量、家屋調査等																																																																																			

防災工事特記仕様書(9)

章	項 目	特 記 仕 様 書																		
第5章 品質 管理 試験	5-3 充填材(充填後)の品質	(1) 充填完了箇所において、28日後に充填状態の確認を行うため、不攪乱試料を採取し、一軸圧縮試験・湿潤密度試験を実施すること。 (2) 確認ボーリングは、充填完了から28日経過後を目途に、監督員と協議した位置で適宜行うものとする。 (3) 確認ボーリングの仕様は、下記のとおりとする。 <table><tr><td></td><td>端部</td><td>中詰</td></tr><tr><td>サンプリング</td><td>デニソン</td><td>シンウォール</td></tr><tr><td>ボーリング径</td><td>Φ116mm</td><td>Φ86mm</td></tr></table> (4) 確認ボーリングにて採取した試料の一軸圧縮試験は下記の方法により、品質を確認すること。 <table><tr><td>項 目</td><td>方 法</td></tr><tr><td>一軸圧縮強度</td><td>JGS 0511</td></tr></table>		端部	中詰	サンプリング	デニソン	シンウォール	ボーリング径	Φ116mm	Φ86mm	項 目	方 法	一軸圧縮強度	JGS 0511					
		端部	中詰																	
サンプリング	デニソン	シンウォール																		
ボーリング径	Φ116mm	Φ86mm																		
項 目	方 法																			
一軸圧縮強度	JGS 0511																			
	5-4 充填材原材料	(1) 二層端部限定充填工法の粘土キラ・砂キラの品質管理及び流動化処理工法の粘土・山砂の品質管理は、下記によるものとする。 <table><tr><td>管 理 項 目</td><td>方 法</td><td>頻 度</td></tr><tr><td>土の含水比試験</td><td>JGS 0122</td><td>1日1回(始業前)</td></tr><tr><td>土粒子の密度試験</td><td>JIS A 1202</td><td>材料変更時及び6ヶ月毎1回</td></tr><tr><td>土の粒度試験</td><td>JIS A 1204</td><td>材料変更時及び6ヶ月毎1回</td></tr><tr><td>特定有害物質溶出試験</td><td>10項目</td><td>材料変更時及び6ヶ月毎1回</td></tr><tr><td>重金属等の含有試験</td><td>10項目</td><td>材料変更時及び6ヶ月毎1回</td></tr></table> 10項目(土壤汚染対策法9項目(カドミウム、シアン、鉛、六価クロム、ヒ素、全水銀、セレン、フッ素、ホウ素)+ 銅) (2) 材料 1)施工前に、使用材料の品質証明書を提出すること。 2)施工中の品質証明は、製造メーカーの伝票により管理する。 3)材料は、工事期間中同一材料を調達できるようにすること。なお、同一材料とは同じ場所で産出された同じ品質のものとする。 4)やむを得ず材料を変更する場合は、事前に監督員と協議すること。	管 理 項 目	方 法	頻 度	土の含水比試験	JGS 0122	1日1回(始業前)	土粒子の密度試験	JIS A 1202	材料変更時及び6ヶ月毎1回	土の粒度試験	JIS A 1204	材料変更時及び6ヶ月毎1回	特定有害物質溶出試験	10項目	材料変更時及び6ヶ月毎1回	重金属等の含有試験	10項目	材料変更時及び6ヶ月毎1回
管 理 項 目	方 法	頻 度																		
土の含水比試験	JGS 0122	1日1回(始業前)																		
土粒子の密度試験	JIS A 1202	材料変更時及び6ヶ月毎1回																		
土の粒度試験	JIS A 1204	材料変更時及び6ヶ月毎1回																		
特定有害物質溶出試験	10項目	材料変更時及び6ヶ月毎1回																		
重金属等の含有試験	10項目	材料変更時及び6ヶ月毎1回																		

防災工事特記仕様書(10)

章	項 目	特 記 仕 様 書																				
第 6 章 そ の 他	6-1 運搬費	(1) 仕様書では、想定する運搬距離を記載しているため、実際に運搬するルートや距離を監督員に事前に報告し、監督員の確認を受けること。																				
	6-2 役務費	(1) 水道の使用量は実数で精算するため、監督員の指示に従い使用量を提出すること。																				
	6-3 産業廃棄物	(1) 産業廃棄物は下記の処分先において適切に処分すること。また、処分先の変更を行う場合は、監督員の承諾を得ること。																				
		共通 <table border="1"> <tr> <th>種別</th><th>処分先</th><th>距離</th></tr> <tr> <td>アスファルト殻</td><td>福田道路(株)</td><td>22.0km以内</td></tr> <tr> <td>残土処分</td><td>可茂陸砂利協同組合</td><td>11.5km以内</td></tr> </table> 二層端部限定充填工法の場合 <table border="1"> <tr> <th>種別</th><th>処分先</th><th>距離</th></tr> <tr> <td>汚泥処理</td><td>太平産業(株)</td><td>30.0km以内</td></tr> </table> 流動化処理工法の場合 <table border="1"> <tr> <th>種別</th><th>処分先</th><th>距離</th></tr> <tr> <td>汚泥処理</td><td>(株)新栄重機</td><td>30.0km以内</td></tr> </table>	種別	処分先	距離	アスファルト殻	福田道路(株)	22.0km以内	残土処分	可茂陸砂利協同組合	11.5km以内	種別	処分先	距離	汚泥処理	太平産業(株)	30.0km以内	種別	処分先	距離	汚泥処理	(株)新栄重機
種別	処分先	距離																				
アスファルト殻	福田道路(株)	22.0km以内																				
残土処分	可茂陸砂利協同組合	11.5km以内																				
種別	処分先	距離																				
汚泥処理	太平産業(株)	30.0km以内																				
種別	処分先	距離																				
汚泥処理	(株)新栄重機	30.0km以内																				

特記仕様書

1. 妨害又は不当要求に対する通報義務

①受注者は、契約の履行に当たって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察へ通報をしなければならない。なお、通報がない場合は入札参加資格を停止することがある。

②受注者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期限内に業務を完了することができないときは、御嵩町に履行期間の延長変更を請求することができる。

2. 入札参加資格に関する事項

御嵩町から、「御嵩町が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、競争入札参加資格確認申請期限日から入札の日までの期間内に受けていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置基準に該当しないこと。

3. その他

落札者及び落札者である共同企業体の構成員が、御嵩町から、「御嵩町が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、入札の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。また、契約後に同要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けた場合は、原則、契約を解除する。

4. 誓約書の提出

受注者は、暴力団関係者でないこと、暴力団関係者であるとの疑義が生じた場合に御嵩町が可児警察署に照会することに承諾し、確認できた情報を今後の契約等における身分確認に利用することに同意する旨の誓約書を契約締結時に提出すること。ただし、誓約書は一度提出されれば良いものとし、以後御嵩町と契約を行う場合は提出を不要とする。

御嵩町長と可児警察署長の間で締結された「御嵩町が行う事務事業から暴力団排除に関する合意書」（平成22年11月22日締結）に基づき、町が発注する建設工事、建設関連業務、森林整備業務及び物品調達等の契約から暴力団を排除する措置をおこなっています。

個人情報取扱特記事項（特記仕様書）

（基本的事項）

第1条 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、本契約により受託した業務（以下「本業務」という。）を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）、御嵩町個人情報保護法施行条例（令和5年御嵩町条例第1号）及び御嵩町議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年御嵩町条例第13号）を遵守し、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密保持等の義務）

第2条 受注者は、本業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。

2 受注者は、本業務に従事する者及び従事した者にも、前項の義務を遵守させなければならない。

（目的外利用等の禁止）

第3条 受注者は、本業務に係る個人情報を委託された事務以外の用途に利用してはならない。

2 受注者は、本業務に係る個人情報を第三者に提供し、又は譲渡してはならない。

（個人情報の安全管理措置）

第4条 受注者は、個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要な措置（以下「安全管理措置」という。）を講じなければならない。

（再委託）

第5条 受注者は、本業務の一部を第三者に再委託する必要がある場合は、あらかじめ発注者に通知し、承諾を得なければならない。

2 受注者は、本業務について前項の規定により第三者に再委託する場合は、この契約により求められる安全管理措置と同等の措置を講ずることができる事業者を再委託先とし、この契約と同等の安全管理措置を義務付ける再委託契約を結ばなければならない。また、受注者は再委託先に対して適切な監督を行い、発注者の求めに応じて、その状況を報告しなければならない。

3 前2項の規定は、再委託先が受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も同様とする。

（複写、複製等の禁止）

第6条 受注者は、本業務に係る個人情報を発注者の許可なく複写し、又は複製してはならない。

2 受注者は、本業務の範囲を越えて、個人情報の加工、再生等をしてはならない。

（事故発生時等における報告及び対応の義務）

第7条 受注者は、個人情報の漏えいその他の個人情報の保護に関する事故が生じたとき、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに発注者に通知し、当該事故の解決に努めるとともに、遅滞なくその状況を書面をもって発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、情報セキュリティにおいて問題が発生した場合は、検査、セキュリティ監査等の実地調査に対応しなければならない。

（電磁的記録媒体の保管）

第8条 受注者は、本業務に係る個人情報を記録した電磁的記録媒体（以下単に「電磁的記録媒体」という。）を施錠して保管しなければならない。

（電磁的記録媒体の搬送）

第9条 受注者は、電磁的記録媒体を持ち出す場合は、電磁的記録の暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施し、専用ケース等に入れて施錠した上で、安全対策を施して搬送しなければならない。

（監査・検査への協力等）

第10条 発注者は、受注者が本業務の処理に伴う個人情報の取扱いについて、本特記事項に基づき、必要な措置を講じていることを確認するため、受注者に報告を求めることができる。

2 発注者は、受注者に通知し、個人情報の管理状況について監査・検査を実施することができる。再委託先についても同様とする。

（特定個人情報管理体制の整備）

第11条 受注者は、本業務に、特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。）を取り扱う業務が含まれる場合は、当該業務を統括管理する部署に特定個人情報保護管理責任者を置き、当該業務を実行する部署に特定個人情報保護責任者を置かなければならない。

（特定個人情報を取り扱う従業員の明確化）

第12条 受注者は、特定個人情報を取り扱う従業員及びその役割を指定し、事前に従業員名簿を発注者へ提出しなければならない。

（従業員への教育訓練及び監督）

第13条 受注者は従業員に対して、本業務を行うために必要な教育及び訓練を実施し、継続的に監督するとともに、秘密保持契約を締結する等の人的安全管理措置を講じなければならない。

（持出しの禁止）

第14条 受注者は、本業務に係る特定個人情報を指定された区域から持出ししてはならない。

（契約内容の遵守状況についての報告）

第15条 受注者は、契約内容の遵守状況、特定個人情報の安全管理体制等を書面で報告しなければならない。

（安全管理措置の改善）

第16条 受注者及び発注者は、第10条に基づく監査・検査の結果及び前条に基づく本業務の遵守状況等についての報告を踏まえ、本業務における特定個人情報の安全管理措置の改善要否を協議し、改善が必要と判断した場合は双方協力のうえ対応しなければならない。

（返還及び廃棄の義務）

第17条 受注者は、本業務が完了したとき又はこの契約が解除されたときは、本業務に係る個人情報を速やかに発注者に返還しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、受注者は、当該個人情報を発注者の指示に基づき廃棄するときは、第三者の利用に供されることのないよう、個人情報を記録した媒体（電磁的記録媒体含む。）の物理的な破壊、消去、溶解、裁断その他当該個人情報を判読不可能とするために必要な措置を講じなければならない。

（契約の解除、公表措置及び損害賠償義務）

第18条 発注者は、受注者が本特記事項に掲げる義務に違反し、又は義務を怠った場合は、この契約を解除することができる。

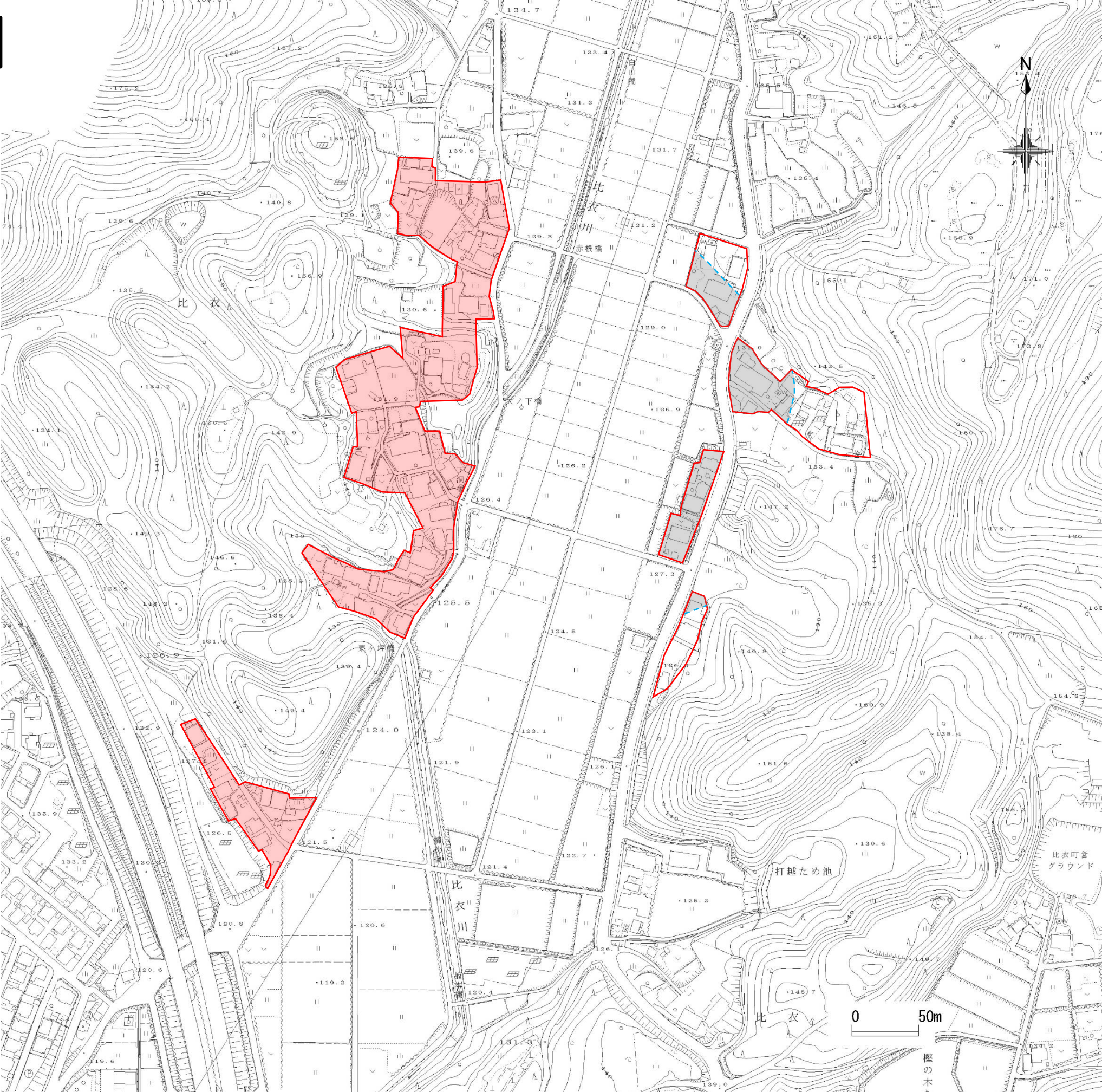
2 前項の場合において、発注者は、その事実を公表することができる。

3 第1項の場合において、発注者が損害を受けたときは、受注者はその損害を賠償しなければならない。契約期間満了後も同様とする。

全体計画図



第 7 期計画地 平面図



凡 例



計画区域



防災工事範囲



防災工事不施工範囲



防災工事推定境界